

# 横手興生病院 秋田県認知症疾患医療センターのご案内

## 1. 認知症疾患医療センターとは・・・

もの忘れや認知症に関する、専門相談と専門医療の提供と、他医療機関や介護サービス事業者との連携を担う、都道府県や政令指定都市が指定する認知症専門医療機関です。

また、地域の医療機関や介護関係者、地域住民に対する研修会の開催や、地域の実情に応じた医療連携体制の構築を検討する協議会の設置など、地域に根付いた活動も行います。

当院では平成30年2月1日に開設いたします。

## 2. 認知症疾患医療センターの業務内容

当センターでは以下の業務を行います。

### ① 専門医療相談

ご本人やご家族、医療・福祉関係者からの各種相談について、相談窓口に専用電話を設置して専門の相談員（精神保健福祉士）が応じます。

### ② 鑑別診断と治療方針の決定

当院でのCT検査や臨床心理士による認知機能検査などの様々な検査をもとに、専門医による診断とその後の治療方針の決定を行います。

### ③ 認知症の周辺症状に対する急性期治療

認知症の周辺症状が見られる場合の急性期治療や対応可能な医療機関の確保、身体合併症についても必要な治療体制を確保します。

### ④ 関係機関との連携

認知症の方を支える機関とのスムーズな連携のため、他の医療機関への速やかな報告や、支える体制の構築、地域包括支援センターや保健所等との連絡調整を行います。

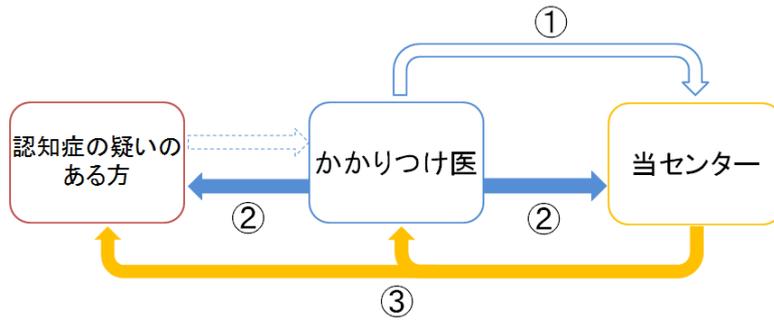
### ⑤ 研修会の開催や情報発信

認知症の方やご家族、地域住民の方、医療・福祉関係者へ、認知症に関わる研修会の開催や情報発信を行います。

☆認知症疾患医療センターの受診の流れや逆紹介、診療報酬については裏面をご覧ください。

### 3. 当院のセンターの受診の流れ

当センターの受診の流れは以下のようになります。



① 新患・再診とも予約制ですので、まずはご連絡をください。

専用電話：0182-32-2078 受付時間：平日9:00～16:30

② 患者さんまたはご家族へ診療情報提供書をお渡しください（当センター所定様式もあります）。またお手数ですが、事前に当センターへ診療情報提供書をFAX（0182-32-2091）でお送りください。

③ 当センターで鑑別診断後、今後の治療やケアなどの方針を認知症療養計画書でお返事します。

※ 診療情報提供書をもとに、患者さんの状況の詳細について電話等で確認させていただく場合があります。

※ 受診当日は、日頃の患者さんの状況をよくご存知の方（ご家族や介護関係者等）の同伴をお願いします。

※ 患者さんの状態により、鑑別診断まで複数回通院していただく場合があります。

※ 他の疾患等の身体合併症が重篤な場合には、他医療機関と連携して対応します。

### 4. 逆紹介について

当センターではご紹介いただいた患者さんについて、認知症鑑別診断及び認知症症状に対する投薬調整が終了し症状が安定した時点で、それ以降の治療の継続をかかりつけ医の先生方をお願いさせていただく場合があります。

また、当センターに直接かかれた患者さんでも、認知症症状が安定した場合に、患者さん・ご家族とご相談の上、かかりつけ医の先生をご紹介させていただくこともあります。

なお患者さんの認知症症状に変化が見られた場合には再度ご相談又はご紹介ください。

### 5. 診療報酬について

当センターにご紹介いただきますと以下のような加算が算定できます。（平成30年1月現在）

① ご紹介いただいたとき

認知症疑いの患者さんを当センターにご紹介いただいた場合は、診療情報提供料（250点）に認知症専門医紹介加算（100点）を加算して算定できます。

② 診断後の診療情報を提供いただいた時

認知症療養計画書に基づき治療を行い、当センターに診療情報提供を文書で提供いただいた場合は（当センター所定様式もあります）、認知症療養指導料（350点、治療を始めた月から6ヶ月に限り月1回可能）を算定できます。

③ 症状が増悪したため再びご紹介いただいた時

既に当センターで認知症と診断された患者さんの症状増悪時にご紹介いただいた場合は、診療情報提供料（250点）に認知症専門医療機関連携加算（50点、月1回算定可能）を加算して算定できます。